

「泊発電所原子力事業者防災業務計画」の主な修正内容について

項 目	修 正 内 容
原子力防災要員の範囲の見直しによる修正	<ul style="list-style-type: none"> 原子力防災要員の対象を「指定された発電所員」から「原子力防災管理者および副原子力防災管理者を除く発電所員、泊発電所原子力防災組織の一部の業務を委託する会社の委託要員や同組織を支援する本店原子力防災組織に所属する要員等」への範囲拡充による変更
原子力防災組織体制の見直しによる修正	<ul style="list-style-type: none"> 泊発電所原子力防災組織の業務の一部を委託する協力会社の追加による変更 本店原子力防災組織への配電班追加による変更
その他	<ul style="list-style-type: none"> 原災法第10条第1項に規定する事象発生以降の通報先として地方放射線モニタリング対策官を追加 緊急時活動レベル（EAL）を判断する基準解説の充実 緊急時対策所の整備に伴う変更 原子力防災資機材他の数量の変更 様式の充実化、表現の適正化による修正等

（参考：原子力事業者防災業務計画の主な内容）

第1章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的、基本構想、計画の運用と修正及び定義について定める。
第2章 原子力災害予防対策の実施	原子力防災組織の設置、原子力災害の情勢に応じた原子力防災体制の整備、通報や業務に必要な設備及び資機材の整備、原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施並びに国、関係地方公共団体、地元防災関係機関との連携等について定める。
第3章 緊急事態応急対策等の実施	原子力災害対策特別措置法に基づく通報、災害拡大防止や放出放射線評価など応急措置の実施、非常配備体制発令時の防災センターへの要員派遣など緊急事態応急対策等について定める。
第4章 原子力災害事後対策の実施	発電所の復旧対策、行政機関等への原子力防災要員等の派遣等について定める。
第5章 その他	他の原子力事業者への協力について定める。